The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	宋代進納制度についての一考察 : 特にその勅令の沿革表を中心に
Author(s)	魏, 美月
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1974, 7, p. 23-41
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47978
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

宋代進納制度についての一考察

――特にその敕令の沿革表を中心に――

魏　美　月

一　はじめに

唐宋以後の中国の官僚制では、才能主義の原則に立つ科挙制を採用して人材の登用範囲を拡げ、社会の流動性を高めた。[1] しかし科挙制を通じて供給された官僚の数は全体より見れば約四分の一程度にすぎぬ[2]といわれ、尨大な下層官僚機構の補充にはいわゆる雑流の出身者を採用せざるを得ず、ここに進士を含めて社会勢力が直接的に官界の末端に進出する端緒が存在した。進納制は本来緊急の財政需要に対応する臨時の措置であったが、宋代では、北宋末より応急措置に限定されない様である。南北両宋を通じて、ともに無制限に進納補官を行うことはないが、結局進納補官は量的に増加し、科挙を含め、文職の四つの仕源[3]の一つとなった。宋代官僚制の実態を知る意味からも、科挙による以外の仕源を無視することは出来ない。中下級層官僚の供給源の一つとしての進納者の官界進出は官僚層と社会層とのある種の関連を示す。中国史上、この様な中下級層官僚と社会層との関連についての研究は明清時代に関してはかなりの成果があげられているが、宋代に関する限り、今迄の研究は高、中級官僚の供給源としての

科挙制が主な対象で、中、下級官僚層に対しては、取り残された感があり、今なお不明な部分が多い。

本稿では、制度史的、社会史的考察に基づき、以上述べた問題を含め、特に宋代「進納補官」の実情を明らかにする為の初段階の試みとして、当時の進納状態を進納原因、進納品目と数量及びそれに対応する報償としての進納官等の項目に分け、主に宋会要輯稿、續資治通鑑長編、建炎以來繫年要録に見るその敕令の沿革に従って、表㈠を作成し、これを中心に考察を進めたい。

二　進納補官の発生原因と進納品目

表㈠の進納原因を見ると　進納を要求する背景は災害、国防と倉貯の三種類である。賑済や賑糶には米穀を要求し、この場合の補官は「入粟補官」とも「納粟補官」とも称した。修河には稈草を要求し、「納藁補官」という。国防では軍用の為には糧、草、金銭にかかわらず要求し、修城には富民に人夫の雇用を要求し、海防に備える為には軍用船進納を勧誘した。倉貯は常平倉の糴本、封樁用博糴等で米穀を貫緡で換算して進納する様である。これ等の進納者に対する補官を一般では進納品の別なく、「賣官鬻爵」といい、制度上では「進納補官」とも「進納買官」ともいう。

宋初の進納は単純に賑済の目的が多く、進納品の単位として「石」が主であるが、徽宗後では「貫」「緡」が単位として扱われる様になり、南宋では、はっきりと賑済や賑糶を目的とした場合のみ「石」を用い、他は博糴も含め、貫、緡を単位とした。

宋初では、進納補官は賑恤業務の中で重要な一環を占めているが、決してむやみにとられた政策ではなかった様

である。宋史巻一七八食貨・賑恤はこのことを次の様に述べている。「宋之為治、一本於仁厚、凡賑貧恤患之意、視前代尤為切至。諸州歳歉、必發常平、恵民諸倉粟、或平價以糶、或貸以種食、或直以振給之、無分於主客戸。不足、則遣使馳傳、發省倉或轉漕粟於他路、或募富民出銭粟、酬以官爵、勧諭官吏、許書暦為課。若擧放以濟貧乏者、秋成、官為理償。又不足、則出内藏、或奉宸庫金帛、鬻祠部度僧牒。」つまり富民に頼るのは最後の手段の一つであって、地方に散在する賑濟用の常平倉、恵民倉と省倉米の賑給で間に合わぬ時に納粟補官が行なわれるのである。一方、富民もこの様にしてとられた措置にこたえ、実際に賑恤に貢献している。その例の一つは、朱熹の朱文公文集巻二十七〈與江東尤提挙劄子〉で当時もっとも必要なのは賑糶米で、南康軍の糴米者は五人中一人で、全部で約数万人あり、一個月の必要米はほぼ三万石になると述べ、続けて、その賑糶米の出所の目安を常平米と本軍の餘糧で二個月分、上戸に勧諭した数で一個月補なえると述べ、大麥の収穫期迄は間に合わず、鄱陽から五萬餘石分けて貰えば、後不足分一個月はなんとかなるであろう、という意味の手紙を書いている。この文の内容を検討すると、南康軍の賑糶必要期間は約六個月で、その内の六分の一を負担したのが上戸の進納米である。なお上戸の負担分の中、進納標準に達した実際量とその運用は同書別集巻十〈行下普作賑濟兩日〉に次の様に傳えている。「契勘、本軍管属旱傷尤甚、細民闕食、已行下三縣抄劄到闕食戸口人数申軍及勧諭到上戸張世亨等四名、依格承認賑濟米共一萬九千石及依條取撥常平義倉米、自淳熙八年正月以後、縁管属寒雪、本軍行下属縣将賑糶人戸、一例賑濟兩日。」つまり四名の進納数が一萬九千石で南康軍の闕食人口数萬人の約二日分を常平義倉米を補なって賑濟することが出来たのである。この旱ばつで南康軍が実際に賑糶を行なった期間は淳熙八年正月一日より閏三月終りまでの四個月間で、(6)一人一日分の賑糶量は米の

場合大人一升、小児半升、穀の場合大人二升、小児一升である。(7) 必要の約六個月分とは又差があるが、少なくとも四個月分もの賑糶期間を可能にした陰には上戸の進納による一萬九千石の助けがあったのである。(8)

しかし、宋史巻一七八で高宗以後の状況を「紹興以來、歳有水旱、發常平義倉、或濟、或糶、或貸如恐不及。然當艱難之際、兵食方急、儲蓄有限、而賑給無窮、復以爵賞誘富人相與補助、亦権宜不得已之策也。」と述べている様に、賣官をして迄、富民に頼ることは必らずしも理想的なことではなく、それは已むを得ない手段であった。故に避けられたら避けるべきであるが、賑濟はともかく、実際には、軍儲、博糴と種種の名目の下で賣官が行なわれている。以下表(一)に見る賑濟以外の例を幾つか取り上げて説明する。

表(一)の(17)(19)(20)は黄河の堤防が決潰した為に行なわれたもので、修河用の稈草の進納を勧めている。この度の黄河の水害は馬端臨の文献通考巻二十六にその被害が次の様に述べられている。「慶暦八年河北・京東西大水、大饑、人相食。詔出三司錢帛賑之。流民入京東者不可勝数。知青州富弼擇所部豊稔者五州、勧民出粟得十五萬斛、益以官廩、随所在貯之、擇公私廬舍十餘萬区、散處其人以便薪水。…及流民將復業、又各以遠近受糧、凡活五十餘萬人。」災害の悲惨は想像を絶するものがある。飢民の賑濟は無論重要であるが、さしあたって、もっとも緊急なのは修河である。稈草の進納はこの為に取った措置である。

表(一)の(21)〜(31)迄の間は神宗朝で、この時代の進納補官の状態を王栵の宋朝燕翼詒謀録巻五は次の様に述べている。

納粟補官、始以拯飢、後以募民實粟于邊。自王安石開邊、國用不足、而致粟于邊頗艱、應募者寡。

つまり邊地への入粟の為に賣官が行なわれた時代である。表から見る限り、当時、この種の官告は頻繁に賣出された様であるが、実際には神宗朝も賣官には、いたって慎重な態度をとっていた。史料に見る限り、賑濟時には常平倉

をよく活用し、官告よりも度牒を多く利用している様で、これはある面では王安石の財政に対する努力の一端ではなかろうかと考えられる。入粟官告の賣れ行きがよくないのは王栁が述べた様に邊地への運搬が困難であることにもよるが、もっとも重要なのは表(一)の(32)に見る様に、この時代は進納官法に数多くの制限を加えており、むやみに買官を奨励してはいない結果だとも言える。

表(一)の(34)～(38)迄は徽宗朝で、賑濟用のもあるが、封樁用に名を借りて銭を入中せしめ、試験を免じて注官する様な進納官優遇策をとっている。その結果は無能な官を増すだけで宋代の賣官史から見れば、最悪の時期になる、宋会要輯稿（以下「宋会要」と略す）職官五十五大観四年二月二十七日に臣僚は当時の状況を次の様に述べている。

朝廷以三路財用少乏、邊儲未豊、近年以来、出頒假將仕郎等告牒、比之往歳不啻数十倍、凡富商巨賈、乘時射利…候便糴之急、則高價以中官。如假將仕郎官直三千二百緡、民間所中斛斗計直千緡、必高擡價例以就。一假將仕郎所直之数、毎得三分之芻糧已給十分之告牒。由是一假將仕郎、其直止一千餘緡、非特富商巨賈、皆有入仕之門、但人有数百千輸貨以轉易三路、則千緡之入為有餘、人人可以濫紆命服、以齒仕路。遂致此流遍滞天下、一州一縣無處無之、已仕者約以千計、見在吏部以待注擬者不下三百人。是皆豪猾兼并之徒、屠酤市販之輩…且一任俸給供須已償其直、又率貪職窃取、不知其幾倍…為害之大、莫甚於此。…方今吏部員冗、注擬不行、正以入流繁雑、在所澄汰、縦未能盡絶此流入仕之源、亦當斟酌元豊之数而減節之。

商人が入中糧米の値段を不当につり上げ、規定価格の三分の一の値で買官でき、しかも試験せずに注官出来たから冗官を増す原因ともなり、利得から見れば、売手の政府の損失がはっきりしている。

さいわい、この様な無節制ぶりの売官は徽宗朝のみで、南宋に至って、例えば南渡初期、官誥も盛んに賣り出さ

れたが、それは金軍の侵入に際し、財政のもっとも苦しい時期で無理からぬことである。その後は饑饉や敵軍来襲の様な緊急事態でなければ、なるべく賣官より固定的な財源を求める様努力している。

三　宋代進納官の種類

表㈠によれば、宋代では爵も、賣官も行なわれている。ただ賣爵は宋初の太宗、真宗時代にわずかながら行なわれ、他は全部賣官である。表㈠の(1)の原文は「詔諸州軍經水潦處、許有物力戸及職員等、情願自將斛㪷充助官中賑貸、當與等第恩澤酬奬。一千石賜爵一級、二千石與本州助教、三千石與本州文学、四千石試大理評事、三班借職、五千石與出身奉職、七千石與別駕不簽書本州公事、一萬石與殿直太祝。」とあり、一千石は賜爵一級でそれ以上は官を與えられている。表㈠の(2)(4)では「爵公士」を賜うと表現されている。この爵は五等爵とは違った「民爵」で、秦漢二十等爵制に見られ、その第一級は「公士」で、當時の賜爵の表現は「爵一級を賜う」が普通で[9]表㈠―(1)にあてはめられるが、宋代のこの様な爵制の実情及びその秦漢爵制との関連は不明である。表㈠―(2)に見られる「陪戎副尉」は宋史巻一六九職官志によれば武散官の従九品である。

表㈠に見られる様に、進納官は文官も武官もある。文官の補官対象は主に進士であり、武官は一般人に対して与えられる。種類はかなり複雑で、殆んど統一されていない。これは宋代の官僚制の複雑さによるが、もう一つの原因は神宗元豊、徽宗崇寧、政和と高宗紹興年間にそれぞれ官制改革が行なわれた為にもよる。[10]元豊改制の目的は専ら有名無実の本官と差遣を改正する所にある為、宋初より単純になり、後代更に手を加えられはしたものの、南宋末迄、官制の標準とされ、この進納官の表㈠にもあらわれている。元豊以後の新官を知ることは、表㈠に見る

進納官の宋代官制における位置づけを知る上でも大切な事である故、以下和田清氏編著の支那官制発達史一七八頁[11]以下の表と宮崎市定氏宋代官制序説[12]及び宋史巻一六九職官志、宋朝燕翼詒謀録、趙升の朝野類要等を参照し、崇寧以後の改革も含めて、表㈠と関連ある官名を表㈡として作成した。この中ではいまだ位置付けを決めかねず、検討を待つ官名もあるが（表内ではそれを〔　〕で表わした）、文武官とも従七品以下しか賣出されず、もっともよく賣り出されるのは無品の流外官であって、次が品官の従九品である。下等官を数多くふやして賣る原因は、一つには値段が貴い高等官は富民でも容易に買える人が少ない為で、もう一つは政権参加者の反対による為である。

表㈠―(44)(46)に見られるのは、南宋でもっとも高値で賣出された例で、通直郎、修武郎は建炎三年では五萬緡で、紹興元年の場合修武告は四萬五千貫である。当時は南渡後間もない財政のもっとも困難な時期で、表㈠―(46)の場合、財源を求めた宰相の范宗尹等は高價で高官を賣り出すことによって解決の道を開こうとした。[13]しかし六月に鬻爵令を発したが、表㈠―(47)に見る九月には、尚書省は新官告は貴すぎる為、賣出不能であると報告し、値段を下げることになった。李心傳建炎以來繫年要録巻四十七紹興元年九月戊午の條で侍御史沈與求は范宗尹を論じてこの鬻爵令に及び、必賣を期する為、高價な官告は抑配せねばならず、その為に民は苦痛に陥し入れられるとして、値段を増やしたことを范宗尹の罪状の一つに数え挙げている。　実際この状況は紹興末にも見られた。　要録巻一九四紹興三十一年十一月壬申の條には、

詔進納授官人並損其直十分之一、與免銓試、仍作上書献策名目、理為官戸、永不衝改。自下鬻爵令半年、願就初品文階者纔一人。言者請損其直以招來之、故有是命。

とあり、高價で賣り出せない官誥を優遇條件はそのまま残し、値段のみ一割引きしている。宋会要職官五十五孝宗

表(一)

【元豊以後の新官】

文階（新官）		（官品）	（宋初）
承議郎	京官	從七	太子中允・贊善大夫・洗馬
奉議郎		正八	〃
通直郎		從八	著作佐郎・大理寺丞
宣教郎（元・宣徳郎）		〃	光禄・衛尉寺丞・將作監丞
宣義郎		正九	大理評事
承事郎		〃	太祝奉禮郎〔諸州別駕長史司馬〕
承奉郎		從九	校書郎正字・將作監主簿
承務郎			
承直郎	選人	從八	留守節察判官
儒林郎		〃	節察掌書記・支使・防團判官
文林郎		〃	留守節察推官・軍事判官
從事郎		〃	防團推官・軍監判官
通仕郎→從政郎（政和六年後）		〃	録事參軍・縣令
登仕郎→修職郎		正九	試衛縣令・知録事
將仕郎→迪功郎		從九	軍巡判官・司理・司法・司戸・主簿尉〔諸州司士・文学・助教〕
假承事郎→通仕郎			試大理評事
假承奉郎			試祕書省正字
假承務郎→登仕郎		無品	太廟齋郎
太廟齋郎 ← 假將仕郎→將仕郎〔文学〕〔助教〕			

武階（新官―政和）		（官品）	（元豊）	（宋初）
武義郎	諸司副使	從七		
武翼郎		〃		
敦武郎	大使	正八	内殿承制	
修武郎	朝升官	〃	内殿崇班	
從義郎	小使臣	從八	東頭供奉官	
秉義郎		〃	西頭供奉官	
中訓郎		正九	左侍禁	
成忠郎		〃	右侍禁	
保義郎		〃	左班殿直	
承節郎		〃	右班殿直	
承信郎		從九	三班奉職	
		〃	三班借職	〔陪戒副尉〕
進武校尉	無品		三班差使	
進義校尉			三班借差	
下班祗應			殿侍	
進武副尉			大將（三司大將）	
進義副尉			正名將軍（三司軍將）	
守闕進義副尉			守闕將軍（〃）	
進勇副尉				
守闕進勇副尉				

隆興二年六月一日戸部の状によれば、期限内に賣り出すのと、高價の為に抑配せねばならず、何人かに命じてくじ引きで授官者をきめ、他は銭のみ追求されて名無く、大いに弊害を蒙むった。それで小額面の官誥のみ賣り續け、他は尚書省に送り返し、販賣を止めることになった、とある。

民がより買い易い為には官誥を小額面の小官にすることである。この措置は表(一)―(42)に見る様に建炎年間すでに取られ、中産の家が献納し易い様にと、もとの進納官より小額の小官六等をふやしている。この措置は紹興元年九月（表(一)―(47)）に宰相范宗尹の去った後、再び採用され、新たに額面を小さくした他のやや上級の官誥を加えて、後の進納標準となったのである。

小官を増やしたもう一つの理由は科挙出身者が宋代の士大夫官僚の主流をなしていた為だと考えられる。政権を牛耳る科挙の成功者達を中心とする士大夫達は、学に乏しい買官者達の官職獲得を好まず、常にその官界進出を妨げる努力をしているのである。例えば徽宗即位後間もなく、盛んに賣官をした為、范純粹は次の様に論じている。(14)

國法固許進納取官、然未嘗聽其理選。今西北三路許納三千二百緡買齋郎、四千六百緡買供奉職、並免試注官。夫天下士大夫服勤至於垂死、不霑世恩、其富民猾商捐銭千萬、則可任三子、竊為朝廷惜之。

進納買官の法の存在は認めても、進納者が実際に官職に就くことを士大夫との處遇に対比し、反対した。

李燾の續資治通鑑長編（以下「長編」と略す）巻三八六哲宗元祐元年八月己酉及び巻三九七翌年三月辛巳の記事で監察御史上官均は再度にわたり冗官の弊を論じ、進納官は文職の入流官の四源である進士、補蔭、納粟補官、百司胥吏の中で最も官僚になる資格のないものとして、冗官を減らす為にも完全に罷めるべきだと説いている。

しかし、より健全な財政を取れぬ以上、士大夫官僚も完全に進納による財源を否定するわけにはいかない。長編

巻四二二元祐四年二月己巳の條に、右正言劉安世は、その前年よりの旱ばつを憂い、諸路に命じて官廩を充たす様心掛け、それが出来ねば、富民を勧誘し納粟せしめ、「閒官」を報償として與える様上奏している。「閒官」とは名目だけの官に他ならない。同じ巻三九〇元祐元年十月丁未の條に翰林学士蘇軾は冗官の弊の討論にあたって、特奏名官を減らす方法として「不出官の名銜」を與え、「虚名の一官」を得て白丁にならずに済めば彼等も恨むことはないとしている。特奏名進士に出仕の機会を與えないぐらいであるから進納人に対してはなおさらである。

以上二つの小額面の官誥を多く賣出した原因を同時に論じたのが李綱の梁谿先生全集巻一百三〈與右相條具事宜劄子〉である。

綱昨過衢州、竊見都督行府劄子頒降官告勧誘上戸進納、文臣自宣教郎至迪功郎、武臣自修武郎至承信郎、價直各有等差、計錢六十一萬貫。内宣教郎六萬貫、迪功郎一萬、其餘升降各以萬五千貫為率。(15) 契勘、自来進納文臣、止於判司簿尉、遇有功改官即轉入右列、蓋所以清流品、重名器也。今以京朝官許之進納、恐失本意。又上戸之家、雖有物力、安能目前具六萬緡以買一官。若分科衆戸、則亦知此官當使誰受。綱謂不若以一宣教郎分為六迪功郎、倣此以行、則上戸易於出財、人情樂於入仕。州縣勧誘不至費力、又無輕名器之患、就不得已之中、此為長策。仍於諸郡量減分数、庶幾不至竭澤、易於趁辦。

大体の意味は京朝官の様な上級官階を賣るべきではなく、更に高價で一つの高官を抑配するよりも、値段を下げ、小額面を増やした方が買い手に喜ばれるとしている。

この様な理由で進納人に與えられる官は虚名の未出官が適當だということになる。未出官は未入流官で宋史巻一五八選挙志科目下に

崇寧二年、定選人七階、曰承直郎、曰儒林郎、曰文林郎、曰從事郎、曰通仕郎、曰登仕郎、曰將仕郎。政和間改通仕為從政、登仕為修職、將仕為迪功。而專用通仕、登仕、將仕三階奏補未出官人。

とあり、政和の官制改革後、奏補者に與える未出官は通仕、登仕、將仕郎である。未出官について、朝野類要巻二では「謂文学、助教、將仕、通仕、登仕、下班、資法之類」とあり、これを北宋のと対應したのが宋朝燕翼詒謀録巻三〈奏薦以服屬〉の次の文に見られる。

乾興元年、仁宗皇帝登寶位、八月令学士院試諸州進奉賀登位人。曾挙進士、試大理評事。曾挙諸科、試祕書省正字。餘試校書郎。不願試人、太廟齋郎。凡四等。試大禮評事、元豊為假承事郎、今為通仕郎、出官從事郎。試祕書省正字、元豊為假承奉郎、今為登仕郎、出官迪功郎。太廟齋郎、元豊未改、今為將仕郎、出官亦迪功郎。其後例補將仕郎、惟宰執得登仕郎。(16)

まず元豊新官制以後を例に表(一)と表(二)を合わせて参考し、宋代の進納人に與える官を説明すると、文官では最高京官を越えることなく、武官では殆んどが大使臣以下であり、もっとも多く賣られたのは品官では最低の從九品で、以下文官は流外の初級である太廟齋郎もしくは將仕郎とその又下位の文学、助教であり、武官では同じく流外の進武、進義校尉と副尉である。この様な小官、特に虚名である未出官が多く賣り出されたのは、以上述べた二つの原因によると考えられるが、これは多方面に関連ある問題で今後更に検討を重ね、解明する必要のある課題である。

四　賣官の對象

宋代賣官制はどの様な人を対象として勧誘し、どの様な制限があるか、更に如何なる人に対して優遇が與えられ

るか、以下三項に分けて考察する。

Ⅰ　財力による勧誘

賣官は最初賑済の為にとられた措置である故、対象は倉貯のある人か、又は米穀を進納できる人に限られている。しかし、後では石を単位とした實物の進納ではなしに貫・緡で換算して現銭を進納する方針を取った様であり、財産があれば誰でも対象になり得た。以下表㈠を参考にしてみると、これ等の対象は「有物力戸」「職員」「富民」「進士」「学究」「習三史」「諸色人」「富商巨賈」「第一等以上人戸」「中産之家」「富室上戸」等ある。この他表㈠に挙げていない例を一部次に示すと、

(1)（熙寧三年十二月辛巳）進納出身人、例除京官、至有經覃恩遷至陞朝官者頗多、并兼有力之家、皆免州縣色役。

(2)（元祐元年三月戊辰）燕復、火山軍三界首、唐隆鎮一商人也。入粟得司戸参軍。――以上長編巻二一八、三七一。

(3)（紹熙五年十一月二日）詔臨安府等處、見行濟糶、…令吏部給空名付身…委守臣措置、勧諭富室上戸及四方客旅、照立定銭数、估直時價米入官。―会要職官五十五。

以上検討すると、「并兼有力之家」「商人」「富室上戸」「四方客旅」等あり、前文の表㈠に見る例をも合わせ考えると、これ等の買官者は宋代諸史料によく見かける上戸、豪富兼并之家、商人に外ならない。つまり、進納対象は富家、上戸と大金の融通のきく商人であり、原則として、第一等以下の戸に対する抑勒は許されない。この事は宋会要食貨四十高宗紹興三年四月九日戸部尚書黄叔敖の次の報告に見られる。「…被旨給降空名官告、於浙西州軍勧誘博糴米五十萬石、馬料一十萬石。…叔敖等欲從朝廷分遣官各認一州同逐州縣守令体度實有斛斗之家、随力勧誘博糴、

更不遍及下戸。今條画下項、一、今来糴買粮斛、只於富實積藏之家、不拘官戸、編戸。…一、所糴斛斗令今来分定逐州所委官、各仰躬親遍詣諸州縣與守貳令佐、公共商議、采訪實有藏蓄米斛之家、推排勧誘博糴、所貴貧民下戸獲免科配。」この中では官戸、編戸に関わらず、共に対象となるが、下戸に及ぶことは避けられている。

しかし、これはあく迄原則であって、財政状況が苦しければ、表(一)—(42)にある様に「中産の家」も進納し易い様に小額面の小官を増やし、更に悪化すれば下戸にも抑配が及ぶのである。以下はその例である。

①（紹興六年四月乙卯）殿中侍御史周祕…言…近者召人買爵、州縣因而為姦、名為勧誘、恐其不免抑配、名召富民、其實均於下戸。—要録巻一〇〇。

②（紹興六年五月戊寅）殿中侍御史石公揆言、州縣勧誘鬻爵、不問貧富、一例科配。—要録巻一〇一。

③（寧宗嘉定十二年正月二十九日）臣僚言、國家自残虜渝盟之後、調度寖廣、遂下鬻爵之令、以佐軍興。監司、帥守非不欲悉意奉承、期於趣辦。然州縣之間罕有應令者、官無以為策、未免科配。或令富室鳩金共買、或將税戸計産敷錢、物價既定、往往決得失於呼盧一擲之間。—宋会要職官六十二。

最初は勧誘であるが、結局は抑配になり、下戸貧民とも科配され、分担金を決めて、一つの官告を共買し、授官者はくじ（さいころ？）で得失をきめる、という最悪の状態も起っている。

Ⅱ　法による進納者の制限

以上述べて来たのを見ると、財力があれば誰でも買官出来る様ではあるが、一つの制限がある。それは犯罪者に対してで、進納しても補官は許されず、家人を代りに推すことになっている。以下はその例である。

①（真宗景徳二年四月乙巳）閤門祇候郭盛言、洪州南康軍民李士衡等、願輸米賑饑民、請詔與官。上曰、若其人

曾犯刑憲、不可授以官秩、聽本家次第親屬代之。―長編巻五十九。

②（高宗紹興三年十一月十七日）吉州進士段元禮言、已獻納錢六千貫、合補迪功郎。緣元禮曾經杖責、不敢陳乞補官、止乞計價給還度牒。詔與補受承信郎。

③（孝宗乾道八年四月十六日）龔茂良言、吉州太和縣税戸陳龍藻獻米一萬石賑濟、乞於内將五千石賞、補長男徳元武官、並將五千石賞、補第三男恪文資。其陳徳元本是士人、雖曾陷刑辟、審量其人器資豊偉、可以寘之武階。詔陳恪依所乞與補右迪功郎、餘一名令別具陳乞。―以上宋会要職官五十五。

以上、刑憲を犯した者、杖責を受けた者、刑辟に陥った者とあるが、②に挙げた杖責を受けた者のみ官を授けられ、表㈠―(47)に従がえば、承信郎は五千五百貫であるから、五百貫分差し引きされたことになる。他は進納品は受け取るが、家人を代りに補官する様命じている。このような處置は、刑罰の輕重により、補官出来るか否かの規定もあるかと考えられるが、その内容は不明である。

Ⅲ　進納者の身分による優遇

表㈠―(41)(52)に挙げられた様に、進士と、進士でないとで補官の種類も違って来る。進士には文官を與えるのが一般で、進士でない人には武官を與えることが多い。しかし実際には諸敕令から見れば、文武官告の値段をきめて、文武に関わらず、その官告に見あわせた銭穀を納めれば、誰でも文官は得られる様になっている。進納額が文官に達しなければ、進士でも武官しか得られない。しかし、実例では、進士とか、太学生とか、科擧体制に身を置いている人達は、文官を目あてに進納している様である。この外、文武同額面の場合は、進納者の選擇を許すこともある。又進納額が文階の標準に達せず、武官を得るを好まぬ進士には補助手段として、表㈠―(52)に見る様に、文解次

数をその額に照らして免ずることで報償とする場合もある。以下例を挙げて説明を進める。

①（乾道八年五月二十八日）知饒州王秬言、本州去年荒歉、餘干縣進士董時敏糶米一萬三百石、樂平縣進士程轙糶米四千三百石、徳興縣董簡糶米四千石…。詔董時敏與補右迪功郎。程轙與免文解兩次。董簡與補進武校尉。

―宋会要職官五十五。

この進納を行なった年、つまり乾道七年の敕令に照らすと表(一)―(52)に當る。賑糶米は半減して賞を與えるとあるから賑濟額の倍で同じ官を受ける事になる。その年、進納に指定された最高の文官は迪功郎で賑濟五千石であり、賑糶だと一萬石必要ということになる。董時敏は三百石餘計出してはいるが、迪功郎しか該當しない。進武校尉は賑濟二千石の倍で四千石、董簡は丁度その額に達している。程轙は本来進武校尉を得るべき額だが、進士である為、文解を免ずることになったのだと考えられる。免解一次は賑糶四千石だが、彼の場合は三百石餘計出した為に二次も免ぜられている。これは例外か、優遇だといえるであろう。

次は朱熹が淳熙七年知南康軍の賑濟にあった實例である。(17)

②照会本軍去歳旱傷至重、細民闕食、…準行在尚書戸部九月十六日辰時、準淳熙七年九月十三日敕中書門下省検準乾道七年八月一日敕節文、…符本軍疾速施行。本軍恭禀行下管屬再行勧諭、承認賑糶米数之人、如願將來賑濟、切待審究保明申朝廷、依今来所降指揮格法推賞去後、據都昌、建昌縣申数内勧諭到元認糶米税戸張世亨、劉師輿、進士張邦獻、黄澄四名、各情願承認米、依格法賑濟。内建昌縣税戸張世亨五千石、乞補承節郎。進士張邦獻五千石、乞補迪功郎。税戸劉師輿四千石、乞補承信郎。并都昌縣待補太学生黄澄五千石、乞補迪功郎、各乞依今降指揮、保奏施行。

この上奏文内の「乾道七年八月一日敕節文云云」の文面は表(一)―(52)の内容を指している。同じ五千石でも進士と太学生の場合は文官の迪功郎を與えられ、進士でない人は武官の承節郎、四千石は同じく武官の承信郎をそれぞれ與えられている。[18]

③（淳熙十四年六月十一日）詔常州進士嚴龜年補進武校尉、候到部、免短使一次、更減二年磨勘。戸部言、龜年獻米三千五百石賑濟、縁無三千五百石賞格、欲將二千石與本人補進武校尉、一千五百石合補進義校尉、比擬作減二年磨勘、於進武校尉上収使。故有是命。―宋会要職官六十二。

これも表(一)―(52)の進納令に基づいて行なわれており、この例の場合は文官の上州文学に後五百石不足の為、進士ではあるが武官に切り換えることになったのである。

進士の進納實数は不明であるが、以上の様な實例は少なくない。彼等が、ついに買官によって身を立てるのは、彼等がまだ及第しないか、[19]或いは合格に自信がない為だとも考えられる。官界進出を目指す富裕豪族に屬する應舉者である彼等にとって、「買官」は科舉の延長であり、目的達成点でもあるもっとも手っとり早い方法だと考えられたのではなかろうか。つまり、科舉での不遇者だと想定し得る彼等にとって、賣官制は、より確かな官界入りの機会を與えて呉れる踏台である。一方、賣官制が特に「進士」の進納者に気を使ったのは、一般人と同様に彼等の財力の助けが必要であると同時に、豪族で科挙不遇者でもある彼等を何らかの形で籠絡し、一にはその財力を散らし、二にはその不満が爆発せぬ前に預防をしておく必要があるのではなかろうかとも考えられる。

五、おわりに

以上、まず宋代各帝による賣官令を、その進納原因、進納官及び價格等を中心の沿革表に基づいて説明をして来た。まず進納を必要とするのは財政が困難で突発事故の天災や戦災に対処する為、富民に助力を求め、報償として官を與えることになったが、北宋末よりは、賑災、軍儲以外に博糴等種種の名を借りて頻繁に官告が賣られることになり、宋の財政は益々苦しい情況を露呈して来る。しかし緊急事態が緩和した時は大概の時代ともなるべく賣官に頼らずに他の財源を求める努力をしている、ということを説明した。次は賣出の官告について、その複雑さの原因はもともと複雑な官制に更に改革を重ねた為で、その改革後の官制を出来るだけ統一した表にあらわし、進納官の宋代官制における位置づけを試みた。最後は進納の対象を三項に分け、上戸、富豪兼併の家、商人等物力、財力に富んだ人は身分を問わず進納できるが、刑歴のある人は許されぬ場合が多かったことを説明した。おわりに、進士の進納者には文官を、進士でない人には武官を與えるのが一般であることを説明し、不遇の進士は買官を踏み台にして、官界入りをしたことを説明した。

この他、宋代の進納官實情を理解するには更に幾つかの問題を解明する必要がある。例えば各皇帝の進納に対する態度とそのとった措置、及び科擧出身者を中心とした政権参加者である士大夫達の進納者に対する見解、とそれによる進納制度への影響、更に進納官の量化及び政治上、社会上における利得、なかんずく社会生活における身分の位置づけは、宋代社会勢力の實態を知る以外に明清社会に見る紳士階層の形成の端緒の一面をもうかがえるのではないかと考える故、宋代の進納制度を理解することをも含めて、これ等の問題は、今後検討を続ける必要のある

課題であると考えられる。

注

(1) Ping-ti Ho: The Ladder of Success in Imperial China.: Aspects of Social Mobility, 1368-1911 明清社會史論'Columbia Univ. Press. 1962.

(2) E. A. Kracke, Jr.: "Family vs. Merit in the Chinese Civil Service Examinations During the Empire", H. J. A. S., X (1947), pp. 103-105, 108-123.

(3) 進士、補蔭、納粟補官、胥史を指す。本文31頁参照。

(4) 馬端臨文獻通考（以下「通考」と略す）巻二十六のみ建炎元年に繋している。

(5) 通考巻二十六は「無官人一千石補進義校尉、願補不理選限將仕郎者聽」とある。本表は宋会要に従う。

(6) 朱文公文集別集巻十〈賑糶曆頭樣〉、〈措置賑糶場合行事件〉

(7) 朱文公文集別集巻十〈賑糶曆頭樣〉

(8) 朱文公文集巻九〈諭上戸承認賑糶米数〉では、この度の賑糶米の勧分に應じた上戸は四名の進納者の他に二百六名あり、全部で七萬三千二百六十八碩五斗を賑糶しておる。個別的にはおそらく補官標準に達せなかったであろう。

(9) 秦漢の民爵制は西嶋定生氏「中國古代帝國の形成と構造—二十等爵制の研究」、（東京大学出版会発行、一九六一年）参照。

(10) 宋史巻一六九職官志。

(11) 汲古書院影印版発行、昭和四十八年。

(12) 佐伯富氏「宋史職官志索引」収、（東洋史研究会発行）。

(13) 李心傳建炎以來繫年要録（以下「要録」と略す）巻四十四、紹興元年五月壬戌條。

(14) 李燾續資治通鑑長編拾補巻十七、徽宗建中靖國元年正月割注、宋史巻三一四范仲淹傳附范純粹條。

(15) この賣官令の下された時期は不明である。他に対應する記事が見あたらぬ故、表(一)では省いた。

(16) この記事は表(二)の基づきとなった一部である。なお宋会要輯稿職官五十六徽宗政和六年十一月十八日の條、未出官の改革に関する記事は次の様である。「中書省言、檢會十一月十六日奉御筆假板官行于衰亂之世、姑從板授、蓋非眞官、不可循用。可改依下項…假將仕郎可去假字、初與官人猶未入仕、可為將仕郎。假承務郎、可為登仕郎。假承事郎、承奉郎可為通仕郎。舊將仕郎已入仕、不可稱將仕、可為迪功。舊登仕郎可為修職郎。舊通仕郎可為從政郎。餘並依舊、通為十階。」

(17) 朱文公文集巻十六〈奏為本軍勧諭都昌建昌縣税戸張世亨劉師輿進士張邦獻待補太学生黄澄賑濟飢民斗斛〉

(18) この上奏で要求した四人の補官許可令は宋会要職官六十二によれば淳熙八年九月二日に與えられている。

(19) 周藤吉之氏「宋代官僚制と大土地所有」(「社会構成史体系」収)(日本評論社)昭和二十五年、第三章第一節参照。なお、この節には進士の進納例が多く擧げられている。

表(一)

※数字の表示単位は千、但し石・貫等種類は(石)(貫)にて示す。

| | 年号 | 進納原因・其の他 | 品目・数量 | 補官名 | | |

| | | |